○　安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程（令和２年４月１日付け元消安第 3908 号・元農会第 596 号消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程
第１～第６　（略）	第１～第６　（略）
第７　試験研究課題の運営管理等 １　運営管理のための会議の開催 （１）課題解決型プロジェクト研究 受託者は、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、必要に応じて、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、原則として毎年度２回開催するものとする。研究推進会議は、研究計画案の設計、試験研究の進捗状況の確認及び研究計画の必要な見直し案の検討を行う。 なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。 この際、２により設置される試験研究課題運営チームは、研究推進会議の構成員のうち行政施策・措置の対象となる関係者及び試験研究課題に学識を有する者について、必要に応じ追加を求めることができる。	第７　試験研究課題の運営管理等 １　運営管理のための会議の開催 （１）課題解決型プロジェクト研究 （新設）
（削る）	①　研究運営委員会の開催 消費・安全局長は、試験研究課題ごとに２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対

	象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究運営委員会を設置し、毎年度開催するものとする。研究運営委員会は、研究計画の設計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。 　なお、研究運営委員会に関する庶務は、農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室（以下「食品安全科学室」という。）が行う。
（削る）	②　研究推進会議の開催 　受託者は、研究運営委員会の開催に先立ち、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、必要に応じて、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、毎年度開催するものとする。研究推進会議は、研究計画案の設計、試験研究の進捗状況の確認及び研究計画の必要な見直し案の検討を行う。 　なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。
（２）短期課題解決型研究 　受託者は、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、原則として毎年度２回開催するものとする。研究推進会議は、研究計画の設	（２）短期課題解決型研究 　受託者は、２により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、毎年度開催するものとする。研究推進会議は、研究計画の設計及び決定、試

計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。 　なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。	験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。 　なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、２により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。
２　（略）	２　（略）
３　試験研究課題の運営管理 　運営チームは、日頃から受託者や試験研究成果をもとに検討、決定する行政施策・措置の対象となる関係者と情報や意見を交換するとともに、研究推進会議において、試験研究の進捗状況を確認するほか、試験研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとする。 　課題解決型プロジェクト研究の受託者は、研究計画について、１（１）による検討を踏まえ必要な見直しを行った上で運営チームに協議し、承認を得た上で決定する。 　この際、運営チームは、必要に応じ研究推進会議の構成員である行政施策・措置の対象となる関係者及び試験研究課題に学識を有する者に確認を求めるものとする。	３　試験研究課題の運営管理 　運営チームは、日頃から受託者や試験研究成果をもとに検討、決定する行政施策・措置の対象となる関係者と情報や意見を交換するとともに、研究運営委員会及び研究推進会議において、試験研究の進捗状況を確認するほか、試験研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとする。
４～６　（略）	４～６　（略）
第８　（略）	第８　（略）
附則　（略）	附則　（略）

別添１	別添１
安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査実施規程	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査実施規程
第１　審査委員会 １・２　（略）	第１　審査委員会 １・２　（略）
３　審査委員会の委員の任務等 （１）　（略） （２）利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。 ア　当該試験研究課題の企画提案書の中で課題担当者となっている場合 イ～キ　（略） （３）　（略）	３　審査委員会の委員の任務等 （１）　（略） （２）利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。 ア　当該試験研究課題の中で課題担当者となっている場合 イ～キ　（略） （３）　（略）
４・５　（略）	４・５　（略）
第２　審査の規準等 １　（略）	第２　審査の規準等 １　（略）
２　企画提案書の審査及び選定 （１）～（３）　（略） （４）（１）により留意事項が付された場合において、留意事項の全部又は一部が実行できないと消費・安全局長が判断したときは、選定された企画提案書の提案者を委託予定先としないことができる。 （５）企画提案書の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できないことが明らかになった場合等、委託予定先との契約締結が不可能になった場合、消費・安全局長は、当初の委託予定先以外の提案者から、委託予定先を改めて選定する。	２　企画提案書の審査及び選定 （１）～（３）　（略） （新設） （新設）

第３　審査結果の通知及び公表

消費・安全局長は、第２の２（２）の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認の上、審査結果を企画提案書の提案者に通知し、委託予定先を農林水産省ホームページで公表する。

なお、審査結果を委託予定先に通知する際には、必要に応じて、試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。

別　表

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査規準

審査委員会は、審査を担当する試験研究課題に対して応募があった各企画提案書の内容に対して、下表の審査項目ごとにそれぞれの審査規準に基づき評価を行い、ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組む企業や女性が経営に参画している企業を適切に評価する規準等（以下「加算規準」という。）に基づく加算点を加え、採点する。なお、加算規準は、食品安全科学室が別に定めるものとし、公募の時点で農林水産省ホームページにおいて公表する。

評価の結果に基づく企画提案書の選定の手順は以下のとおりとする。

①～⑤　（略）

審査項目	審査規準（配点）	
Ⅰ～Ⅳ　（略）		
（削る）	（削る）	（削る）

第３　審査結果の通知及び公表

消費・安全局長は、第２の２（２）の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認の上、審査結果を選定された企画提案書の提案者（以下「契約候補者」という。）に通知し、契約候補者を農林水産省ホームページで公表する。

なお、審査結果を契約候補者に通知する際には、必要に応じて、試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。

別　表

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査規準

審査委員会は、審査を担当する試験研究課題に対して応募があった各企画提案書の内容に対して、下表の審査項目ごとにそれぞれの審査規準に基づき評価を行い、採点する。

評価の結果に基づく企画提案書の選定の手順は以下のとおりとする。

①～⑤　（略）

審査項目	審査規準（配点）	
Ⅰ～Ⅳ　（略）		
Ⅴ　法律に基づく認定制度	環境負荷低減事業活動実施計画等の認	コンソーシアムを構成する研究実施機関に、以下のいずれ

			の活用状況等	定を受けているか。	かの計画の認定を受けている者が含まれている場合（5 点） ※④については、事前相談が終了している者も対象 ① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「みどり法」という。）第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 ② みどり法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③ みどり法第39条第１項に規定する基盤確立事業実施計画 ④ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）第13条第１項に規定する開発供給実施計画
（削る）	（削る）	（削る）	Ⅵ　スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者(注１)が含まれてい	含まれている場合（5点）

				るか。	
（削る）	（削る）	（削る）	Ⅶ　ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク･ライフ･バランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法律に基づく認定を受けているか。（注２）	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等 ・プラチナえるぼし（6点）（注３） ・えるぼし３段階目（5点）（注４） ・えるぼし２段階目（4点）（注４） ・えるぼし１段階目（3点）（注４） ・行動計画（1点）（注５） （２）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定等 ・プラチナくるみん認定企業（6点）（注６） ・くるみん認定企業（令和７年４月１日以後の基準）（5点）（注７） ・くるみん認定企業（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）（4点）（注８） ・トライくるみん認定企業（

（削る）

		令和７年４月１日以後の基準）（4点）（注９） ・くるみん認定企業（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）（4点）（注10） ・トライくるみん認定企業（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）（3点）（注11） ・くるみん認定企業（平成29年３月31日までの基準）（3点）（注12） ・行動計画（令和７年４月１日以後の基準）（1点）（注５、13） （３）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定 ・ユースエール認定企業（5点）

（注１）科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第２条第14項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす企業をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準（資本金の額又は出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記を除く。）	３億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車	３億円以下	900人以下

	又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		
小売業		５千万円以下	50人以下
サービス業（下記を除く。）		５千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
	旅館業	５千万円以下	200人以下
卸売業		１億円以下	100人以下

ただし、以下のいずれかに該当する企業は除く。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業※の所有に属している企業。

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が複数の大企業※の所有に属している企業。

・資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

※「大企業」とは、事業を営むもののうち、上に示す「資本金基準」及び「従業員基準」をいずれも満たさない企業をいう。

（注２）（１）～（３）のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。なお、研究グループにより研究を実施する場合は、最も配点の高い区分の認定を有する一の研究機関等の点を加点する（最高 6 点）。

（注３）（略）

（注４）女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

（注５）常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない女性活躍推進法第８条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ）。

（注６）次世代育成支援対策推進法第15条の２の規定に基づく認定

（注７）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第146号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定

（注８）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定（ただし、注10及び注12

	の認定を除く。） （注９）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定 （注10）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第185号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、注12の認定を除く。） （注11）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定 （注12）次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定 （注13）次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第42号）による改正後の次世代育成支援対策推進法第12条第５項の規定に基づき令和７年４月１日以後に策定又は変更を行ったもの

別添２

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業評価実施規程

第１～第４　（略）

別表１　中間評価　　評価項目及び評価規準

評価項目	評　価　規　準	
Ⅰ　研究の進捗状況	（略）	（略）
Ⅱ　研究内容	研究内容は、研究成果の行政施策・措置への活用に向けて妥当なものとなっているか。	Ａ：妥当である Ｂ：概ね妥当である Ｃ：やや妥当でない Ｄ：妥当でない
Ⅲ　成果利用	１．　（略）	（略）
	２．既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、合理性（費用、時間、運用面等）の観点から、研究成果が行政施策・措置に活用されることが期待	Ａ：十分期待できる Ｂ：概ね期待できる Ｃ：やや期待できない Ｄ：期待できない

別添２

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業評価実施規程

第１～第４　（略）

別表１　中間評価　　評価項目及び評価規準

評価項目	評　価　規　準	
Ⅰ　研究の進捗状況	（略）	（略）
Ⅱ　研究内容	既に得られている、又は今後期待される研究成果に十分な先導性があるか。	Ａ：十分である Ｂ：概ね十分である Ｃ：やや不十分である Ｄ：不十分である
Ⅲ　成果利用	１．　（略）	（略）
	２．既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通	Ａ：十分導入できる Ｂ：概ね導入できる Ｃ：導入には更なる成果を要する Ｄ：導入できない

	されるか。	
Ⅳ　研究費用（※）	（略）	（略）
Ⅴ　行政との連携（※）	１．　（略）	（略）
	２．研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われているか。	（略）
	３．　（略）	（略）
総括評価規準 上記を踏まえ、総合的な評価として、次の４段階で評価を行う。 Ａ：研究実施計画どおり、又は計画以上に進捗しており、引き続き研究実施計画に沿って研究を継続することが妥当である。 Ｂ：研究の進捗は概ね計画どおりであり、研究目標の達成に向け、運営チームとの連携を密にしつつ研究を継続することが妥当である。 Ｃ：研究の進捗が遅れており、運営チームと協議し、研究実施計画を見直した上で研究を継続することが妥当である。 Ｄ：研究計画を見直しても目標を達成できる見込みが低いことから、研究課題を中止することが妥当である。		

	業者、検査機関等）に導入可能か。	
Ⅳ　研究費用（※）	（略）	（略）
Ⅴ　行政との連携（※）	１．　（略）	（略）
	２．研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われているか。	（略）
	３．　（略）	（略）
総括評価規準 上記を踏まえ、総合的な評価として、次の４段階で評価を行う。 Ａ：研究実施計画どおり、又は計画以上に進捗しており、引き続き運営チームと連携し、継続して研究を実施することが妥当である。 Ｂ：研究の進捗は遅れているが、一層の努力により研究を実施すれば、研究目標の達成は可能と見込まれる。 Ｃ：研究の進捗が遅れており、運営チームと協議し、研究実施計画を見直した上で研究を実施することが妥当である。 Ｄ：研究計画を見直しても目標を達成できる見込みが低いことから、研究課題を中止することが妥当である。		

（※）当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別表２　事後評価　　評価項目及び評価規準

評価項目	評　価　規　準	
Ⅰ　研究の進捗状況	（略）	（略）
Ⅱ　研究内容	研究内容は、研究成果の行政施策・措置への活用に向けて妥当なものとなっているか。	Ａ：妥当である Ｂ：概ね妥当である Ｃ：やや妥当でない Ｄ：妥当でない
Ⅲ　成果利用	１．　（略）	（略）
	２．得られた研究成果の内容は、合理性（費用、時間、運用面等）の観点から、研究成果が行政施策・措置に活用されることが期待されるか。	Ａ：十分期待できる Ｂ：概ね期待できる Ｃ：やや期待できない Ｄ：期待できない
Ⅳ　研究費用（※）	（略）	（略）

（※）当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別表２　事後評価　　評価項目及び評価規準

評価項目	評　価　規　準	
Ⅰ　研究の進捗状況	（略）	（略）
Ⅱ　研究成果	得られた研究成果に十分な先導性があるか。	Ａ：十分である Ｂ：概ね十分である Ｃ：やや不十分である Ｄ：不十分である
Ⅲ　成果利用	１．　（略）	（略）
	２．得られた研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。	Ａ：十分導入できる Ｂ：概ね導入できる Ｃ：導入には更なる成果を要する Ｄ：導入できない
Ⅳ　研究費用（※）	（略）	（略）

Ⅴ　行政との連携（※）	１．　（略）	（略）
	２．研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われたか。	Ａ：適切に行われた Ｂ：概ね適切に行われた Ｃ：やや適切に行われなかった Ｄ：行われなかった
	３．　（略）	（略）
総括評価規準 （略）		

（※）当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別紙

研究成果報告書

試験研究課題名	
研究総括者名	

１．～６．　（略）

７．最終年度までの研究実施計画案（注：事後評価の場合は不要）

＜研究総括者の自己評価＞
（略）

Ⅴ　行政との連携（※）	１．　（略）	（略）
	２．研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われたか。	Ａ：適切に行われた Ｂ：概ね適切に行われた Ｃ：やや適切に行われなかった Ｄ：行われなかった
	３．　（略）	（略）
総括評価規準 （略）		

（※）当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別紙

研究成果報告書

試験研究課題名	
研究総括者名	

１．～６．　（略）

７．次年度の研究実施計画案（注：事後評価の場合は不要）

＜研究総括者の自己評価＞
（略）

別添３	別添３
安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業追跡調査実施規程	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業追跡調査実施規程
第１　調査の方法 １　（略） ２　調査の実施 （１）運営チームは、担当する試験研究課題が終了した際は、速やかに行政施策・措置へ反映する研究成果、行政施策・措置への反映の方針及び反映により期待される効果並びに反映に向けた工程について別紙の追跡調査報告書に記入し、食品安全科学室に提出するものとする。 （２）食品安全科学室は、（１）により提出された内容等を踏まえ、運営チームに対し、行政施策・措置への反映状況について報告を依頼するものとする。依頼は、原則として、課題解決型プロジェクト研究については試験研究実施期間の終了年度から３年後、短期課題解決型研究については２年後に実施する。 （３）～（５）　（略）	第１　調査の方法 １　（略） ２　調査の実施 （１）運営チームは、担当する試験研究課題が終了した際は、速やかに当該研究成果の行政施策・措置への反映の方針及び反映に向けた工程について別紙の追跡調査報告書に記入し、食品安全科学室に提出するものとする。 （２）食品安全科学室は、（１）により提出された内容等を踏まえ、試験研究実施期間の終了年度の翌年度以降、運営チームに対し、行政施策・措置への反映状況やその効果について報告を依頼するものとする。 （３）～（５）　（略）
第２　（略）	第２　（略）
別紙	別紙
反映の方針等記載日：　年　月　日 反映状況記載日：　年　月　日	反映の方針等記載日：　年　月　日 反映状況記載日：　年　月　日
追跡調査報告書 （安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエン	追跡調査報告書 （安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエン

ス研究推進委託事業追跡調査）

試験研究課題名	
運営チーム所属課室名 （担当者名、内線）	

1　行政施策・措置へ反映する研究成果

2　行政施策・措置への反映の方針及び反映により期待される効果

3　得られた研究成果の行政施策・措置への反映に向けた工程及び反映状況

反映に向けた工程		反映状況	
年　月	事項	年　月	事項

ス研究推進委託事業追跡調査）

試験研究課題名	
運営チーム所属課室名 （担当者名、内線）	

（新設）

1　得られた研究成果の行政施策・措置への反映の方針

2　得られた研究成果の行政施策・措置への反映に向けた工程及び反映状況

反映に向けた工程		反映状況	
年　月	事項	年　月	事項

附則

（施行期日）

1　この通知による改正は、令和８年 10 月 19 日から施行する。

（経過措置）

２　この通知の施行の際現にあるこの通知に基づき試験研究が実施され、令和８年度以降も引き続き実施を予定している試験研究課題にあっては、改正後の第７の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。